

富山県社会的養育推進計画の進捗状況について

1 社会的養育の体制整備の基本的考え方

○ 計画策定の趣旨

平成 28 年の改正児童福祉法において、こどもが権利の主体であることや、こどもの家庭養育優先原則が明確化され、国の検討会でとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」に基づいた令和 2 年度から 11 年度までを計画期間とする「富山県社会的養育推進計画」を策定し、社会的養育の充実に向けた取り組みを進めてきました。

さらに、令和 4 年の改正児童福祉法では、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための取り組み等が定められました。これらの取り組みを具体化するための国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、令和 7 年 3 月に令和 7 年度から令和 11 年度を計画期間とする本計画を新たに策定し、取り組みを進めています。

＜令和 4 年度の改正児童福祉法の理念の実現＞

- ・こどもの最善の利益の実現
- ・家庭養育優先の原則とパーマネンシー保障（永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障）

これらの実現のため、市町村、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化、体勢整備のための現行計画を令和 7 年 3 月に策定。

＜計画期間＞

- ・令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

＜当事者であるこども等の意見の反映＞

- ・当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）の社会福祉審議会児童福祉専門分科会への参画
- ・里親、ファミリーホームや施設等に在籍しているこどもや市町村、施設等の関係者からの意見聴取

＜計画の進捗管理＞

- ・この計画に掲げた目標値等の進捗状況は、毎年度、評価を行い、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告

2 当事者であるこどもの権利擁護

○ 基本的な考え方

令和4年改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）において、①里親委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が義務化され、②意見表明等支援事業の創設が行われ、着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めなければならないとされるとともに、③里親等委託や施設入所、一時保護時の措置の実施、これらの措置の実施中における処遇に対するこどもの意見や意向に関し、都道府県児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われること等によるこどもの権利擁護に関する環境整備が都道府県の業務とされました。

このことを受けて、社会的養護の当事者であるこどもの権利擁護に取り組んでいく必要があります。

○ 今後の取組方針及び令和7年度の取組内容

今後の取組方針	令和7年度の取組内容	取組の有無 (有の場合○)
①里親委託や施設入所時にすべてのこどもに引き続き権利ノートを配付するほか、児童相談所職員等による面接の際などに内容についての理解の促進を図ります。	・令和6年度（令和7年3月）に改訂した権利ノートを一時保護児童や施設入所児童等に配付、説明し、こどもの権利擁護に関する理解の促進を図っています。	○
②児童養護施設等については、県による施設指導監査の機会に、こどもの権利擁護に関する体制や職員の対応状況等を確認します。	・施設指導監査（令和8年1月～3月に実施）において、こどもの権利擁護に関する取組等について確認を行いました。	○
③権利ノートの改訂（令和6年度）にあたっては、当事者であるこどもからの意見を反映するとともに、こどもから県へのWebでの相談受付など、より活用しやすく分かりやすい内容とします。	・令和7年3月の権利ノート改訂にあたっては、児童養護施設等に入所しているこどもに聞き取り調査を実施し意見を反映しました。 ・こどもの権利ノートは、県のホームページに掲載しています。 ・こどもからの相談については、Web受付可能としています。	○
④児童相談所は、入所措置や一時保護等の際に、こどもの最善の利益を考慮しつつこどもの意見・意向を勘案して措置を行うため、こどもの意見聴取等措置を徹底します。	・児童相談所では、入所措置や一時保護等を行う際に、こども一人ひとりの状態に合わせた分かりやすい説明を行い、丁寧にこどもの意向確認をしています。	○

⑤児童相談所職員や市町村職員、施設職員、里親などを対象とした研修の実施等により、こどもの権利擁護についての理解を深めます。関係職員等は、こどもの気持ちに寄り添い、こどもの悩み等に適切に対応します。	・社会的養護を担う職員に対する研修においてこどもの権利擁護や意見表明等支援事業についての理解促進を図りました。 ・令和7年5月に里親支援機関が開催した里親へのスキルアップ研修においてこどもの意見表明をテーマとした研修を実施しました。	○
⑥県のホームページにおいて意見表明等支援事業（※）の事業内容等を掲載することにより、こどもの権利擁護について周知を図ります。	・意見表明等支援事業について、県のホームページに掲載し、周知を図っています。	○
⑦意見表明等支援事業については、悩みや意見を話したり聞いたりしてほしいと考えるこどもの気持ちに寄り添い、適切に実施します。また、取組み状況や効果を検証するため、対象となるこどもに対するアンケート調査を毎年度実施します。	・令和6年度から県社会福祉士会に委託して実施しています。 ・意見表明等支援員が児童相談所、児童養護施設、児童自立支援施設に定期的に訪問するなどして、こどもの気持ちに寄り添いながら、希望者には面接を実施しました。 訪問回数：54回 面接人数：延 101人 ・令和7年11月には、取組状況や効果検証のため、児童養護施設等のこどもに対するアンケート調査を実施しました。	○

※ 意見表明等支援事業

一時保護所や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築するもの。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

○ 整備目標及び評価指標

(評価指標達成○、未達成×)

			計画 策定時 R6	実績 R6 末	評価指標（年度）						進捗の 評価
					R7	R7 末 (実績)	R8	R9	R10	R11	
1 こどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数及び受講者数	職員等 (※1)	回数（延べ）	24	24	25	21	25	25	25	25	×
		受講者数（延べ）	247	247	250	184	250	250	250	250	×
	こども	回数（延べ）	16	16	20	27	20	20	20	20	○
		受講者数（延べ）	115	115	120	215	120	120	120	120	○
2 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合		人数 （代替養育を必要とするこどもの数の見込みから算出）	－	－	97	115	95	92	91	89	○
		割合	－	－	100％	100%	100%	100%	100%	100%	
3 意見表明等支援事業を利用したこどもの割合		割合	－	－	55%	43%	60%	65%	70%	75%	×
4 こどもの権利擁護に関する取組（意見表明等支援制度）に係るこども本人の評価（※2）		認知度 （知っているか）	－	－	80%	77%	85%	90%	95%	100%	×
		利用度（利用したことがある）	－	－	55%	42%	60%	65%	70%	75%	×
		利用度 （利用しやすい）	－	－	65%	39%	70%	75%	80%	85%	×
		満足度（利用してどうだったか）	－	－	75%	69%	80%	85%	90%	95%	×
5 日頃の意見表明ができるこどもの割合（※3）			77.1%	77.1%	80%	85%	83%	86%	89%	92%	○
6 日頃の意見表明に係る満足度（自分の気持ちや意見について）（※3）		聞いてもらえているか	78.0%	78.0%	80%	80%	83%	86%	89%	92%	○
		言えているか	72.9%	72.9%	75%	72%	78%	81%	84%	87%	×
		大切にされているか	55.1%	55.1%	60%	53%	65%	70%	75%	80%	×
		対応方針を説明されているか	52.5%	52.5%	60%	46%	65%	70%	75%	80%	×
7 こどもの権利（権利ノート）に関する理解度			－	－	75%	70%	78%	81%	84%	87%	×
8 こどもの権利擁護に関する審議会の設置状況			設置済	設置済	－	設置済	設置を継続する				○
9 こどもの権利擁護に関する審議会に対しこどもから意見の申立てがあった件数			0 件	0	－	0	こどもからの意見の申立てに応じて適切に対応する				○
10 社会的養護施策策定の検討委員会への当事者委員の参画体制の有無			有	有	－	有	当事者委員の参画を検討する				○
11 措置児童等に対する聞き取り調査またはアンケートの実施の有無			有	有	－	有	毎年度調査を実施する				○

- ※1 児童相談所、一時保護施設、ファミリーホーム、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童家庭支援センターの職員
- ※2 R6 年度調査時点で意見表明等支援事業を未実施だったため、こども家庭庁「こども・子育て支援推進調査研究事業」における「意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究報告書（株式会社 NTT データ経営研究所作成）」の調査結果を参考に目標値を設定。
- ※3 児童養護施設、児童自立支援施設、里親家庭・ファミリーホームで生活するこども及び調査時点で一時保護施設に入所していたこどもへのアンケート結果による

【進捗の評価（整備目標及び評価指標の「○」の割合）】

・ 45%（9/20）

【主な取組み】

社会的養護に係るこどもの権利擁護について、こどもの権利ノートを活用して入所児童等にこどもの権利擁護に関する理解の促進を図りました。また、児童相談所職員や市町村職員、施設職員などを対象としたこどもの権利擁護についての研修を実施しました。意見表明等支援事業については、意見表明等支援員が児童相談所の一時保護施設や児童養護施設等に訪問してこどもの意見を聴取する等、意見表明の機会の確保に努めています。

【課題・取組みの方向性】

意見表明等支援事業を利用したこどもの割合や満足度、児童養護施設入所児童等の日頃の意見表明に係る満足度などは目標値を下回っています。令和8年4月に富山県こどもまんなか条例が施行されたことも踏まえ、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

3 市町村のこども家庭支援体制の構築等

○ 基本的な考え方

児童相談の一義的な窓口は、住民に身近な基礎自治体である市町村が担っており、児童福祉法の理念を実現するためには、市町村の在宅支援の充実強化が不可欠です。

そのため、市町村においては子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を設置する等、母子保健施策、子ども・子育て支援施策、こどもの貧困防止施策、障害児支援施策、教育関係施策及び、親への精神保健施策や障害者施策、生活困窮者支援など、こどもに関する様々な施策を網羅しつつ、支援ニーズの段階に合わせてすべての発達段階のこどもと家庭の支援ニーズが満たされるよう支援の充実を図ってきました。

そのような中、令和4年改正児童福祉法において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置について市町村の努力義務とされました。

また、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として、市町村の取組みとして法律上位置付けられました。

これらのことから、県内すべての市町村にこども家庭センターが設置され、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援が行われることにより、虐待等に至る前の予防的支援や親子関係再構築に向けた支援が適切に実施されるよう支援していく必要があります。

さらに、ヤングケアラーの支援についても、早期発見及び早期支援のため、こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や介護、医療、地域等と適切に多機関連携できる体制づくりが求められています。

(1) 市町村の相談支援体制の整備

○ 今後の取組方針及び令和7年度の取組内容

今後の取組方針	令和7年度の取組み内容	取組の有無 (有の場合○)
①各市町村におけるこども家庭センターの設置を促進します。	・令和7年度には県内の全市町村で設置済となっています。	○
②市町村児童虐待対応担当者やこども家庭センターの職員向けの研修等により、市町村職員の人材育成、専門性向上を図ります。	・令和7年7月に市町村こども家庭センター統括支援員を対象とした専門性の向上を図るための研修を実施しました。	○
③児童相談所の市町村支援児童福祉司が中心となり、市町村に対して相談支援体制や要保護児童対策地域協議会の運営等に関する助言や援助を行う等、児童相談所において市町村支援を実	・令和7年10月～12月にかけて市町村支援児童福祉司が全15市町村を訪問し、相談支援体制や要保護児童対策地域協議会の運営に関する助言や援助を行いました。	○

施します。	・また、各市町村要保護児童対策地域協議会における代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等に児童相談所職員が出席し、ケース対応への助言等、必要な援助を行っています。	
④富山県こども総合サポートプラザにおいて、こども家庭センターなど市町村の相談窓口とも連携し、様々な悩みや課題を抱えるこどもや家庭からの相談・支援の充実を図ります。	・富山県こども総合サポートプラザについては、令和7年4月14日に富山駅前 CiC ビル5階に新設しました。 ・サポートプラザでは市町村からの相談に対する随時の助言等のほか、市町村が抱える困難事例等の事例検討の場を設け（年2回）、市町村の相談力向上のための取組みを実施しました。	○
⑤県民のヤングケアラーに関する理解・認知度向上のため、普及啓発を行います。	・出前県庁しごと談義や支援団体等の研修会の講演において、ヤングケアラーの普及啓発を行いました。 ・県広報課と連携した若者広報ラボ事業において、普及啓発のためのショート動画を制作しました。	○
⑥ヤングケアラーに関わる関係機関職員に対する研修会の実施や、研修会への講師を派遣します。	・支援対象者の早期把握や支援機関との連携に係る「ヤングケアラー関係機関職員研修会」を令和7年8月と令和8年1月に開催しました。 ・市町村や民間団体等が主催する研修会へ県が講師を派遣しました（実績：3件）。	○
⑦ヘルパー派遣によるヤングケアラーの負担軽減を図ります。	・子育て世帯訪問支援事業（国）を活用し、市町村におけるヤングケアラー世帯へのヘルパー派遣の環境を整備しました。 ・市町村がヘルパーの利用者負担料を軽減する場合には、県が必要な費用の1/2を補助しています（実績：2市）。	○
⑧地域におけるヤングケアラーの支援につなぐ仕組みを構築します。	・ヤングケアラー支援ネットワーク会議を開催しました（年1回） ・ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなげるため、市町	○

	村、関係機関等との連絡調整等を担うコーディネーターを県こども家庭室に1名配置しています。	
⑨ヤングケアラーに対するピアサポート、レスパイト（休息・息抜き）体制を構築します。	（⑦に同じ）	○

○ 整備目標及び評価指標

（評価指標達成○、未達成×）

		計画策定時 (R6)	評価指標（年度）						進捗の 評価
			R7	R7 末 (実績)	R8	R9	R10	R11	
1 こども家庭センターの設置数		12	15	15	15	15	15	15	○
2 こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修	実施回数	7	7	7	7	7	7	7	○
	受講者数	110	120	124	120	120	120	120	○
3 県と市町村との人材交流の実施状況		研修派遣 2名	受入れ 検討	2名	児童相談所で研修職員等の受け入れを検討する				○
4 こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況		932 (R6.9.30時点) (※1)	把握 及び 助言	— (※2)	各市町村における策定状況を把握し、必要な助言を行う				—

※1 計画策定のために実施した県独自調査の結果を記載

※2 こども家庭庁「市区町村（こども家庭センター）状況調査」結果を記載予定（現時点では未公表）

(2) 市町村の家庭支援事業等の整備

○ 基本的な考え方

家庭支援事業（※1）は子育て短期支援事業（※2）、養育支援訪問支援事業（※3）、一時預かり事業（※4）、子育て世帯訪問支援事業（※5）、児童育成支援拠点事業（※6）及び親子関係形成支援事業（※7）の6事業の総称です。

特に令和6年度からの新規事業である子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の3事業については、各市町村において必要な支援が適切に取り組まれるよう支援していく必要があります。

※1 家庭支援事業

子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の6事業の総称

※2 子育て短期支援事業

保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等や里親等への委託により、レスパイトケア等、必要な支援を行う事業

※3 養育支援訪問事業

子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業

※4 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

※5 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

※6 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

※7 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

○ 今後の取組方針及び令和7年度の取組内容

今後の取組方針	令和7年度の取組内容	取組の有無 (有の場合○)
①引き続き、市町村において家庭支援事業に積極的に取り組むことができるよう地域の里親や民間団体等の情報提供等を行います。	・市町村が実施している子育て短期支援事業において、事業を委託できる里親等の情報提供を里親の同意を得た上で行いました（令和7年度は10市町に提供）。	○
②市町村間で、それぞれの家庭支援事業の取組状況について、職員研修の場などにおいて、情報交換や情報共有が行えるよう検討します。	・令和7年7月に実施した市町村こども家庭センター統括支援員研修において、参加した市町村間で家庭支援事業の取組状況等についての情報交換を行いました。	○

○ 整備目標及び評価指標

(評価指標達成○、未達成×)

	計画策定時 (R6)	評価指標 (年度)						進捗の 評価
		R7	R7 末 (実績)	R8	R9	R10	R11	
1 市町村こども計画における家庭支援事業の確保方策の達成率	—	各市町村目標値を満たす	61.5% (※)	各市町村こども計画目標値を満たす				—
2 市町村における子育て短期支援事業を委託可能な里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	7	20	23	25	30	35	40	○

※ 市町村が各市町村こども計画において家庭支援事業について設定している目標値の総数(全 65 項目)のうち、令和 7 年度の実績が達成となった項目数(40 項目)の割合を記載

(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

○ 基本的な考え方

児童家庭支援センター(※)には、児童相談所の補完的役割を果たす拠点としての機能が求められています。市町村からの家庭支援事業や児童相談所からの在宅指導措置の委託を受けることなどにより、地域支援を十分に行えるよう、機能強化を図る必要があります。

※ 児童家庭支援センター

こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けたこども及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う児童福祉施設。市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。また、里親やファミリーホームの支援を行う。

○ 今後の取組方針及び令和 7 年度の実施内容

今後の取組方針	令和 7 年度の実施内容	取組の有無 (有の場合○)
①令和 7 年度に社会福祉法人ルンビニ園が県内 2 か所目となる児童家庭支援センターを設置する予定です。	・令和 7 年 8 月 1 日に社会福祉法人ルンビニ園が県内 2 か所目となる児童家庭支援センターつきのもりを開設しました。	○
②児童家庭支援センターの運営が安定したものとなるよう、必要に応じて支援を行います。	・県内 2 か所の児童家庭支援センターに対して運営費の補助を行いました。	○
③個別のケースに応じて、児童相談所から児童家庭支援センターの在宅指導措置委託(※)を検討します。	・児童相談所からの在宅指導措置委託は 1 件であり(令和 6 年度から引き続き在宅指導措置となっているもの)、今後も個別のケースに応じ、委託を検討します。	○

※ 在宅指導措置委託

児童相談所が、措置による在宅指導を市町村や民間の児童家庭支援センター、民間の障害者等相談支援事業を行う者等に委託して行うこと。

○ 整備目標及び評価指標

(評価指標達成○、未達成×)

	計画策定時 (R6)	評価指標 (年度)						進捗の 評価
		R7	R7 末 (実績)	R8	R9	R10	R11	
1 児童家庭支援センターの設置数	1	2	2	2	2	2	2	○
2 市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	1	2	1	2	2	2	2	×
3 児童相談所からの在宅指導措置委託件数	1	3	0	5	5	5	5	×
4 児童相談所からの在宅指導措置委託の割合	4%	12%	0%	20%	20%	20%	20%	×

【進捗の評価 (整備目標及び評価指標の「○」の割合)】

・ 55% (6/11)

【主な取組み】

全 15 市町村でこども家庭センターが設置され、こども総合サポートプラザではこども家庭センターと連携して相談力向上が図られています。また、ヤングケアラー支援の推進、県内 2 か所目の児童家庭支援センター設置など、身近な地域における相談機能の充実が図られています。

【課題・取組みの方向性】

児童家庭支援センターと市町村、児童相談所との連携の強化が必要です。市町村における相談支援の充実が図られるよう、引き続き、取り組んでいく必要があります。

4 支援を必要とする妊産婦等の支援

○ 基本的な考え方

子育てに対する不安感や負担感が大きくなっている中、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置等、市町村を中心とした、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実が求められています。

妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、全国の児童虐待による死亡事例の約半数が0歳児であることなどを踏まえると、妊娠期からの支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっています。

全ての妊産婦の状況の把握に努めるとともに、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援を行い、孤立化による産後うつなど防ぐための支援が必要です。特に予期せぬ妊娠、若年妊婦などの特定妊婦(※)等への適切な相談支援体制を構築し、きめ細かな支援を行うことが必要となります。

※ 特定妊婦

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

○ 今後の取組方針及び令和7年度取組内容

今後の取組方針	令和7年度取組内容	取組の有無 (有の場合○)
①妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援などを一体的に行うため、各市町村におけるこども家庭センターの設置を促進します。	・令和7年度は県内の全市町村にこども家庭センターが設置済みとなっており、妊産婦、子育て世帯、こどもに対する一体的な相談支援を実施しています。	○
②市町村と連携し、市町村が行う妊婦・産婦健康診査の必要性や重要性に関する普及啓発を行い、確実な実施に努めます。	・妊婦・産婦健康診査に関する情報提供・普及啓発用リーフレットの作成・配布を行ったほか、市町村との連携のもと、妊娠届出時母子健康手帳交付時の案内や、ホームページや子育てアプリ等による周知等、妊婦・産婦健康診査の確実な実施のための取組を行いました。	○
③市町村における新生児訪問や乳児訪問、乳幼児健康診査などの機会を活用し、育児に悩む保護者の早期発見とその支援に努めます。	・市町村における新生児訪問や乳幼児訪問、乳幼児健康診査等の機会を活用し、育児に悩む保護者へ再訪問や電話、面談等の継続支援を実施しました。	○
④支援の必要性の高い妊産婦に対して、保健、医療、福祉等、関係機関との連携による支援を充実させるとともに、産科受診の同行や一時的な居場所提供等の支援を行います。	・市町村ではこども家庭センターが関係機関と連携し支援を充実させたほか、県において特定妊婦のための産科受診同行支援や一時的な居場所提供等の支援体制を整えました。	○

⑤予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等が相談しやすいよう、「妊娠・出産悩みほっとライン」（電話・SNS）による相談支援体制を推進します。	・年間を通じて若年妊婦等が相談しやすいよう、電話やライン・面接での相談体制を推進しました。合わせて、若年層に向け、相談窓口を周知しました。	○
⑥妊産婦等生活援助事業（※）の実施の検討など妊産婦やこどもに対する支援の充実を図ります。	・設置に向けて引き続き検討します。	△ (検討中)
⑦厚生センターでは、市町村母子保健担当者会議や連携ネットワーク会議等により、妊産婦支援について検討しており、継続して取り組みます。	・厚生センターでは、市町村母子保健担当者会議や連携ネットワーク会議を開催し、周産期医療機関や市町村等と連携した妊娠期から産後のフォローまで切れ目ない支援体制の構築に向けた検討を行いました。 市町村母子保健担当者会議 1 回 連携ネットワーク会議 4 回	○
⑧特定妊婦への支援に関する研修について、引き続き厚生センター等において開催し、特定妊婦等への支援に係る職員の専門性の向上を図ります。	・講義形式の研修の機会を設け、特定妊婦等への支援に係る職員のスキル向上及び連携強化を図りました。	○

※ 妊産婦等生活援助事業

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

○ 整備目標及び評価指標

(評価指標達成○、未達成×)

		計画 策定時 R6	評価指標（年度）					進捗の 評価	
			R7	R7 末 (実績)	R8	R9	R10		R11
1 妊産婦等生活援助事業 の実施事業所数		0	設置 目指す	0	設置を目指す				△ (検討中)
2 助産施設の設置数		10	10	10	10	10	10	10	○
3 特定妊婦等 の支援に係る 職員等に対 する研修	実施回数	1	1 回 以上	1	各年度 1 回以上				○
	受講者数	26	20 人 以上	23	各年度 20 人以上 (対象となる県・市町村の保 健師等)				○

【進捗の評価（整備目標及び評価指標の「○」の割合）】

・ 75%（3 / 4）

【主な取組み】

こども家庭センターが県内全市町村に設置され、児童福祉と母子保健の両面から妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に関する取組みが進められています。また、妊婦・産婦健康診査に関する情報提供・普及啓発用リーフレットの作成や若年妊婦等の相談体制の充実、特定妊婦への支援の充実が図られました。

【課題・取組みの方向性】

引き続き、妊産婦等生活援助事業の検討や、予期せぬ妊娠や若年妊婦など特定妊婦への適切な相談体制を確保していく必要があります。

5 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み

○ 基本的な考え方

19 歳以下の人口減少が進む中で、令和元年度の代替養育（里親・ファミリーホームへの委託、又は乳児院・児童養護施設に入所措置等）を必要とするこどもの数は 132 人でしたが、その後は 110 人前後で推移しています。

令和 2 年度と 3 年度については、新型コロナウイルス感染症に伴う感染予防のため、特に施設への措置入所に慎重な対応を取らざるを得なかった時期であったことから、代替養育を受けているこどもの数は減少しています（19 歳人口に占める割合についても同様に減少）。今後の各年度における代替養育を必要とするこどもの数（※）の見込みを算出するにあたっては、このことを考慮し、19 歳以下の人口が減少傾向にあることを踏まえて算出します。

※ 代替養育を必要とするこどもの数

保護者のないこども又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数

○ 令和 7 年度の代替養育を必要とするこどもの数

年齢区分別 代替養育を必要とするこどもの数の見込み（R7～R11 年度）（人）

	R6 末 (実績)	R7	R7 末 (実績見込み)	R8	R9	R10	R11	構成比の 平均
3 歳未満	13	12	17	12	12	11	11	11.2%
3 歳以上の 就学前	25	16	23	16	15	15	15	14.5%
学童期以降	84	81	92	79	77	76	74	74.3%
合 計	122	109	132	107	104	102	100	100.0%

【課題・取組みの方向性】

代替養育を必要とするこどもの数は、各年齢区分とも、計画策定時に想定した見込みよりも多くなっています。代替養育を必要とするこどもの数の推移を注視していく必要があります。

6 一時保護改革

○ 基本的な考え方

一時保護は、こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであると同時に代替養育の場との性格も有することから、一時保護を行う場合は、こうした一時保護の目的を達成した上で、こどもの家庭養育優先の原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する必要があります。その上で安全確保が困難な場合には、こどもの権利擁護が図られ、個別的な対応ができるよう配慮されたできる限り良好な家庭的環境において実施される必要があります。児童相談所の一時保護施設においても、こどもの権利擁護を図りながら、一時保護の目的を果たすことができる環境整備が求められます。

また、令和4年改正児童福祉法及び「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の施行に伴い、令和6年3月に「一時保護ガイドライン」が全面的に改正されたことから、その内容を踏まえ、人員体制やこどもの権利擁護のための環境を整備する必要があります。

緊急保護の機能とアセスメントのための保護の機能をしっかりと果すことができるだけでなく、こども自身が「ここでは守られていて安心できる」と感じられるようなケアが必要であり、一時保護が解除された後でも、家庭生活上で虐待などの問題が再発した場合には助けを求める対象となるなど、こどもが信頼感を持つことができる環境を整備していく必要があります。

○ 今後の取組方針及び令和7年度の取組内容

今後の取組方針	令和7年度の取組内容	取組の有無 (有の場合○)
①委託一時保護（※）が可能な里親・ファミリーホーム等の確保に努めます。また、一時保護にあたっては、こどもの意見を聞き、原籍校への通学が可能となる環境の確保など、こどもの状況に応じた適切な一時保護や委託一時保護を行います。	・児童相談所では、里親に対して一時保護が必要なこどもの受入れについて働きかける等、委託一時保護が可能な里親の確保に努め、委託一時保護を実施しました。 ・また、こどもの状況や意見等を踏まえ、一時保護中に原籍校への通学も可能な限り行うなど、こどもの状況に応じた一時保護や委託一時保護を実施しています。	○
②特に、乳幼児については、家庭養育優先原則を踏まえ、里親やファミリーホームへの委託一時保護を優先的に検討します。	・乳幼児については、家庭養育優先原則を踏まえ、里親等への委託一時保護を優先的に検討して実施しました。ただし、委託可能な里親が見つからず、委託一時保護が困難な例もありました。	○

③乳幼児の委託一時保護を受託できる里親やファミリーホームが増加するよう、育児スキルの向上等の研修の充実を図ります。	・里親支援機関において里親へのスキルアップ研修を実施しました（年2回開催）。 ・県立乳児院では、希望する里親に対して育児スキル習得のための「養育トレーニング」を実施しました（里親1組参加）。	○
④富山・高岡両児童相談所の一時保護施設の第三者評価の受審に向けて取り組みます。	・令和7年度は高岡児童相談所の一時保護施設において、第三者評価を受審しました。	○
⑤一時保護施設職員の研修の受講など、専門性の向上に取り組めます。	・西日本こども研修センターあかしが主催する研修を受講する等、専門性の向上に取り組めました。	○
⑥富山児童相談所の移転改築に伴い、居室の個室化や男女別処遇など一時保護施設の充実・強化を図ります。	・現在整備中の富山児童相談所では、居室の個室化や男女別処遇など、一時保護施設の充実・強化が図られるよう準備を進めています。	○
⑦国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえた一時保護施設の機能を充実・強化するため、人員体制の整備を進めます。	・国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、両児童相談所において人員体制の整備を進めています。	○
⑧富山・高岡両児童相談所において、一時保護施設の管理を目的とした規則は最低限にとどめ、他の自治体の取り組みを参考にしながら、一時保護施設内のルールについて定期的な見直しを行います。	・東海北陸ブロックの他県の取り組みを参考にしながら、こどもの意見・状況を考慮しつつ一時保護施設のルールについて話し合いを行い、必要な見直しを行いました。	○

※ 委託一時保護

児童相談所が一時保護を実施する場合において、そのこどもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親・ファミリーホームその他適当な者等に委託すること。

○ 整備目標及び評価指標

(評価指標達成○、未達成×)

	計画 策定時 (R5 末)	実績	評価指標 (年度)						進捗の 評価
		R6 末	R7	R7 末 (実績見 込み)	R8	R9	R10	R11	
1 一時保護施設の定員数 (人)	22	22	22	22	22	22	22	22	○
2 一時保護専用施設数	0	0		0	県内の状況を踏まえ必要に応じて 調整				—
3 委託一時保護先の確保 数(里親・ファミリーホーム、 児童福祉施設等)	30	40	35	59	40	45	50	55	○
4 一時保護 所職員に対 する研修に ついて	実施回数 (回)	2	2	5	2	2	2	2	○
	受講者数 (人)	2	2	5	2	2	2	2	○
5 第三者評 価を実施す る一時保護 施設	施設数 (箇所)	0	0	1	2	2	2	2	○
	割合	0	0%	50%	100%	100%	100%	100%	○
6 一時保護施設の平均 入所日数(日)	21.0	21.2	短時 間に 調整	18.5	可能な限り短期間となるよう 調整				○
7 一時保護施設の平均入 所率	44.0%	42.5%	45% 程度	42.6%	45%程度				○

※平均入所日数＝入所延べ日数／対応件数

※平均入所率＝(入所延べ日数／(定員×365日))×100

【進捗の評価(整備目標及び評価指標の「○」の割合)】

・89%(8/9)

【主な取組み】

委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム等の確保など、家庭養育優先の原則を踏まえた養育環境の整備に努めています。また、児童相談所の職員の専門性向上、移転改築する富山児童相談所の居室の個室化、男女別処遇など、一時保護施設の充実・強化を進めています。

【課題・取組みの方向性】

委託一時保護の実施にあたって委託が困難な例もあることから、委託可能な里親やファミリーホームの確保に向けた養育トレーニングの充実などに取り組む必要があります。

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障

○ 基本的な考え方

代替養育を行う際は、家庭復帰に最大限努力する必要があります。それが困難又は適当でない場合や、家庭復帰が望めないと判断される場合は、特別養子縁組（※1）や普通養子縁組を活用し、永続的解決を目指したソーシャルワークが行われる必要があります。

また、児童相談所には、養子縁組となったこどもや養親等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことも求められます。

令和4年改正児童福祉法において、虐待等に至る前の予防的支援や親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、こども家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされるとともに、県に対しては、親子再統合支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施することが努力義務とされました。これらを踏まえ、児童相談所においては、市町村等との関係機関と緊密な連携のもと、家庭養育優先の原則とパーマネンシー保障（※2）の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

※1 特別養子縁組

原則として15歳未満の未成年者の福祉のため特に必要があるときに、未成年者とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度

※2 パーマネンシー保障

永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障のこと。

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

○ 今後の取組方針及び令和7年度の取組内容

今後の取組方針	令和7年度の取組内容	取組の有無 (有の場合○)
①児童相談所では、施設入所しているこどもについて定期的に家族状況、こどもの状況についてのアセスメントを行い、親子再統合の可能性等を協議しながら、パーマネンシー保障の観点からケースマネジメントを推進します。	・児童相談所において、全ての施設入所ケースについて、こどもや家庭状況のアセスメントを行い、親子再統合の可能性等についての協議を行いました。	○
②家庭維持に必要な支援にあたっては、児童相談所だけでなく市町村の家庭支援事業の活用や児童家庭支援センター等への委託を検討します。	・管内市町村とは家庭支援事業の活用等を含め、連携しています。 ・児童家庭支援センターへの指導委託措置については、令和6年度から1件継続して実施しています。	○

③施設入所が長期化しており、親子交流が途絶えている等、家庭復帰が困難であると判断されるこどもについては、こどもの最善の利益のために里親やファミリーホームへの措置変更を積極的に検討します。	・児童相談所と児童養護施設との連絡会等においてこどもの意見や状況等の把握に努め、家庭復帰が困難であると判断されるこどもについては、児童相談所において里親やファミリーホーム等への措置変更について積極的に検討しています。	○
④他の自治体の例も参考として、児童相談所内に、パーマネンシー保障に基づくケースマネジメントを行う専門チームの設置などについて検討します。	・専門チームの設置についての検討には至っていません。	×

○ 整備目標及び評価指標

(評価指標達成○、未達成×)

	計画策定時 (R5 末)	実績		評価指標 (年度)				進捗の 評価
		R6 末	R7 末 (実績見込み)	R8	R9	R10	R11	
1 里親・ファミリーホームや施設の平均措置期間	約 4 年 2 カ月	約 4 年 2 カ月	約 4 年 0 カ月	こどもや家庭の状況に応じて適切なケースマネジメントを実施				○
2 こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況	なし	なし	なし	専門チームの設置等について検討				×

(2) 親子関係再構築支援

○ 今後の取組方針及び令和 7 年度の取組内容

今後の取組方針	令和 7 年度の取組内容	取組の有無 (有の場合○)
①精神科医によるカウンセリングや保護者支援プログラム(※1)等の親子関係再構築のための支援について、引き続き実施します。	・精神科医によるカウンセリングを継続して実施するとともに、保護者支援プログラムを活用し、親子関係再構築のための支援を実施しました。	○
②虐待ケースにおける親子関係再構築だけでなく、里親委託後のこどもと里親との愛着関係の形成や、里親不調の防止のため	・里親委託後のこどもと里親に対する保護者支援プログラムの活用を検討しました。	○

の支援として、保護者支援プログラムの活用について検討します。		
③親子関係再構築支援に関する研修の受講など児童相談所職員の専門性向上に取り組めます。	・親子関係再構築支援に関する研修として、児童相談所職員向けに CARE プログラム研修（※2）を実施し、両児童相談所の児童心理司等が受講しました。	○
④身近な支援機関による支援が適当と判断される場合等においては、個別のケースに応じて、市町村のこども家庭センターや児童家庭支援センター、里親やファミリーホーム、児童養護施設等と連携して支援を行います。	・個別のケースに応じて、市町村のこども家庭センターや児童家庭支援センター、里親やファミリーホーム、児童養護施設等と連携して支援を行っています。	○
⑤親子関係再構築のための精神科医によるカウンセリングや、保護者支援プログラム等の支援が必要なケース数を把握し、必要に応じて、児童相談所における専門チームの設置等について検討します。	・児童相談所における専門チームについては、現時点では未設置となっています。 ・保護者支援プログラム等の支援が必要なケース数を踏まえ検討します。	△ (検討中)

※1 保護者支援プログラム

不適切養育や虐待を防ぐため、子育てにおける考え方や新たなスキルの習得を目指すための体系化された保護者向けのプログラム

※2 CARE プログラム研修

こどもとよりよい関係を築く時に大切な養育のスキルを体験的に学ぶことができるトラウマインフォームドな視点から生まれたペアレンティングプログラムに関する研修

○ 整備目標及び評価指標

(評価指標達成○、未達成×)

		計画 策定時 (R5)	実績		評価指標（年度）					進捗の 評価
			R6 末	R7	R7 末 (実績)	R8	R9	R10	R11	
1 親子再統合支援事業（保護者カウンセリングやプログラム等）の実施件数		11	36	15	42	20	25	30	35	○
2 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備		—	無	設置等 を検討	無	必要に応じて専門チームの設置等 を検討				—
3 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修について	実施回数	3	3	3	3	3	3	3	3	○
	受講者数 (人)	29	40	25	34	25	25	25	25	○
4 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の受講回数やライセンス取得数	受講回数	3 (R6)	3	4	1	4	4	4	4	×
	ライセンス 取得数 (人)	3 (R6)	3	4	20	4	4	4	4	○
5 民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数		—	0	個別に 検討	0	個別のケースに応じて検討				—

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

○ 今後の取組方針及び令和7年度の取組内容

今後の取組方針	令和7年度の取組内容	取組の有無 (有の場合○)
①引き続き、特別養子縁組を希望する里親への相談、情報提供等の支援を行います。	・児童相談所や里親支援機関（※1）において特別養子縁組を希望する里親等に対する相談、情報提供等の支援を行いました。	○
②児童相談所では、施設入所しているこどもの家庭復帰の見込み等について定期的かつ継続的にアセスメントしており、その中で、特別養子縁組が適当なこども（保護者の死亡、実親の養育が見込めない、長期間に渡り実親との交流がないこども等）については、パーマネンシー保障の観点に基づいた適切な支援を行います。	・児童相談所において、全ての施設入所児童について家庭復帰の見込等のアセスメントをしており、特別養子縁組の必要性等について検討を行っています。 ・令和7年度は、特別養子縁組が適当と判断されたこどもはいませんでした。	○

③特別養子縁組が必要なこどもについては、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立て（※２）について検討します。	・令和７年度は、当該申立てが必要なケースはありませんでした。 ・引き続き、特別養子縁組が必要と判断されるこどもについては、当該申立てについて検討します。	—
④養子縁組が成立した親子に対して、一定期間、必要な援助を継続し、親子関係の安定に向けて支援します。	・児童相談所において、養子縁組が成立した親子に対しては、必要な援助を継続し、親子関係の安定に向けて支援しました。 ・また、里親支援機関において、養子縁組里親交流会（年３回）を開催し、養子縁組が成立した里親同士が情報交換等を行える機会を設けました。	○
⑤民間あっせん機関としての活動を希望する民間団体等には、必要な相談や情報提供等を行います。	・令和７年度中に民間あっせん機関としての活動を希望する民間団体等はありませんでした。	—

※１ 里親支援機関

里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人や N P O など、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を実施（富山県では、日本赤十字社富山県支部に業務委託）

※２ 特別養子適格の確認の申立て

特別養子縁組を成立させるためには、特別養子適格の確認の申立てと特別養子縁組の成立の申立てが必要となる。特別養子適格の確認の申立ては、児童相談所長も行うことができる。

○ 整備目標及び評価指標

(評価指標達成○、未達成×)

	計画 策定時 (R6)	評価指標 (年度)						進捗の 評価
		R7	R7 末 (実績)	R8	R9	R10	R11	
1 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	2	2	1	2	2	2	2	×
2 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0	ニーズに応じて	1	民間あっせん機関からの支援ニーズに応じて対応				○
3 親との交流が途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所による特別養子適格の審判の申立件数	0	状況に応じて	0	こどもや家庭の状況に応じて検討				—
4 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	39 件 (R5)	ニーズに応じて	38 件	相談支援ニーズに応じて対応				○
5 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数(人)	2	2	1	2	2	2	2	×
6 民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	無	必要時 連携	無	県内に民間あっせん機関はないが、必要に応じて連携				—

【進捗の評価（整備目標及び評価指標の「○」の割合）】

・ 47%（7/15）

【主な取組み】

児童相談所では、施設入所しているこどもについて定期的にアセスメントを行い、親子再統合の可能性等について協議を行っています。また、親子関係再構築支援に関する児童相談所職員向けに、新たに CARE プログラム研修を実施しました。特別養子縁組等の推進に向けては、児童相談所や里親支援機関において、希望する里親等に対する相談、情報提供を実施し、家庭養育優先の原則とパーマネンシー保障に向けた取組みを進めています。

【課題・取組みの方向性】

児童相談所におけるパーマネンシー保障に基づくケースマネジメントの推進や親子関係再構築支援に関する児童相談所職員の研修受講などによる専門性の向上に引き続き取り組んでいく必要があります。

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

○ 基本的な考え方

令和2年3月に策定した「富山県社会的養育推進計画」においては、令和11年度末の里親等委託率の目標値を40.0%とし、前期計画期間終了時である令和6年度末時点の里親等委託率の目標値を30.0%として里親委託推進のための取組みを続けてきましたが、令和5年度末時点における里親委託率は23.1%となっています。また、過去10年間の里親委託率は、全国平均と概ね同水準で推移しています。

※里親の種類

・養育里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を養育することを希望し、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、養育里親名簿に登録されたもの

・専門里親

養育里親であって、①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、②非行のある若しくは非行に結び付くおそれのある行動をする児童、又は③身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたもの

・養子縁組里親

要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望し、養子縁組里親名簿に登録されたもの

・親族里親

要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であって、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるもの

里親等登録数、里親等委託児童数、里親等委託率の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
里親等登録数(世帯)	81	81	83	73	77	79	86	95	102	105	103
委託里親数(世帯)	27	23	25	22	20	19	20	17	16	24	27
里親等委託児童数A	35	31	34	26	24	23	25	22	22	27	29
代替養育こどもの数B	162	155	149	140	130	132	109	111	111	117	122
里親等委託率(富山県) A/B	21.6%	20.0%	22.8%	18.6%	18.5%	17.4%	22.9%	19.8%	19.8%	23.1%	26.2%
里親等委託率(全国)	16.5%	17.5%	18.3%	19.7%	20.5%	21.5%	22.8%	23.5%	24.3%	25.1%	26.3%

福祉行政報告例より

国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組みを推進

することとしています。

現時点において、国が目標としている里親委託率とは隔たりがあり、里親等委託の推進のための取組みを強化する必要があります。

(1) 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み

○ 今後の取組方針及び令和7年度の取組内容

今後の取組方針	令和7年度の取組内容	取組の有無 (有の場合○)
①里親委託にあたっては、児童相談所において、実親に分かりやすいリーフレットで説明を行う等、実親が安心感を持てるような工夫や配慮を行います。	・実親が里親委託に安心感が持てるよう、富山県において実親への説明用リーフレットを作成しました。児童相談所において活用しています。	○
②里親を対象として、発達や心理面に課題を抱えているこどもにも対応できるような養育スキルの向上を図るための研修等の充実強化を図ります。	・里親支援機関が開催する「スキルアップ研修」及び「里親サロン」において発達障害等に関する外部講師を招いて、里親の養育スキルの向上が図られるよう支援しました。	○
③里親の養育スキル向上のため、児童相談所からの一時保護の委託やふれあいフォスター事業（※）、市町村からのショートステイの委託等を通して養育経験が積めるよう支援します。	・児童相談所では、里親に対する委託一時保護を実施し、また、新規の里親登録者に対して、ふれあいフォスター事業や市町村の子育て短期支援事業(ショートステイ)の受入れについて説明する等の働きかけを行いました。 ・里親支援機関においてふれあいフォスター事業を以下のとおり実施しました。 ふれあいフォスター実施状況 夏期：受入里親数 14 世帯 対象児童 17 人 冬期：受入里親数 16 世帯 対象児童 20 人 ・市町村が実施している子育て短期支援事業(ショートステイ)について、事業を委託できる里親等の情報提供を市町村からの依頼を受けて、里親の同意を得た上で行いました（令和7年度は 10 市町に提供）。	○
④長期間の委託が受けられない里親等に対しては、短期間の里親委託をする等、柔軟な里親委託の方法を検討します。	・長期委託が困難な里親について、柔軟な委託方法を検討し、短期（数か月間）の里親委託を行いました。	○

⑤行動面、心理面で課題を抱えるこどもの里親委託を推進するため、専門里親の積極的な活用を図ります。	・令和7年度は専門里親への委託実績はありませんでした。引き続き必要に応じて専門里親の活用を図ります。 ・令和7年度は専門里親の新規登録が1件ありました。新規登録研修の受講にかかる費用を補助する等、専門里親の充実に向けて支援しています。	○
⑥パーマネンシー保障に基づき、親族里親や親族等による養育についてのケースワークを行います。親族等がこどもを養育する場合において、親族等の求めに応じて助言等の必要な支援を行うとともに、親族が希望する場合には養育里親研修等の受講を勧奨します。	・こどもや家庭の状況に応じ、親族里親への委託や、親族による養育についてのケースワークを行いました。 親族里親への委託 3 ケース 親族等による養育里親 1 ケース ・親族等による養育里親については、養育里親研修の受講を勧奨しました。	○
⑦児童養護施設等を設置する法人に対して、ファミリーホームの開設について制度の周知を図るなど必要な支援を行います。	・児童養護施設等を設置する法人が運営するファミリーホームについて、制度の周知には至っていません。	×

※ ふれあいフォスター事業

県内の児童養護施設に入所しているこどもが夏休みや冬休みの期間に一時的に里親家庭に宿泊し、家庭生活を体験する機会を設けるもの。

○ 整備目標及び評価指標

(評価指標達成○、未達成×)

		計画 策定時	見込	実績	評価指標 (年度)						進捗の 評価
		R5 末	R6 末	R6 末	R7	R7 (実績見込 み)	R8	R9	R10	R11	
1 委託里親等世帯数		25	28	27	30	28	35	41	49	54	×
2 委託子ども数(人) (里親+ファミリーホーム)		27	29	32	32	35	38	44	53	58	○
3 里 親等 委託 率 (※1)	3 歳未満	14.3%	30.0%	15.4% (2/13)	25.0%	5.9% (1/17)	35.0%	50.0%	62.5%	75.0%	×
	3 歳以上 就学前	47.4%	45.8%	56.0% (14/25)	50.0%	52.2% (12/23)	55.5%	60.0%	70.0%	75.0%	○
	学童期以降	19.0%	21.2%	19.0% (16/84)	25.0%	23.9% (22/92)	30.0%	37.5%	45.0%	50.0%	×
	全体	23.1%	26.9%	26.2% (32/122)	29.4%	26.5% (35/132)	35.6%	42.3%	52.0%	58.0%	×
4 登録率 (※2)		101.0%	113.0%	95.6%	122.9%	99.8%	136.5%	148.2%	161.8%	175.7%	×
5 稼働率 (※3)		22.9%	23.8%	27.4%	23.9%	26.6%	26.0%	28.6%	32.1%	33.0%	○

※1 里親等委託率

里親等委託率＝里親とファミリーホームへの委託児童数／（里親とファミリーホームへの委託児童数＋施設入所児童数）

※2 登録率

代替養育を必要とするこどもの数に対する里親等が受託可能なこどもの数＝（里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定員数）／代替養育が必要なこどもの数

※3 稼働率

里親等が受託可能なこどもの数に対する里親等へ委託しているこどもの数＝里親・ファミリーホームの委託こどもの数／（里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定員数）

	計画策定時 R5 末	見込 R6 末	実績 R6 末	評価指標（年度）						進捗の 評価
				R7	R7 末 (実績 見込み)	R8	R9	R10	R11	
1 里親等登録数 (世帯)	105	112	103	120	110	129	138	147	158	×
うち委託可能里親 数の見込み (世帯)(※)	32	34	34	42	42	45	50	55	60	○
2 養育里親登録数 (世帯)	93	100	92	106	96	114	122	130	140	×
3 専門里親登録数 (世帯)	5	5	5	6	5	6	7	7	8	×
4 養子縁組里親登録 数(世帯)	68	73	66	78	69	83	89	95	102	×
5 新規里親（認定） 登録数(世帯)	9	9	8	13	19	14	14	15	16	○
6 ファミリーホーム 数（新規ホーム数）	0	1 (1)	1 (0)		1 (0)	県内の状況を踏まえて必 要な調整を実施				○
7 ファミリーホーム 委託子ども数	0	3	3	4	3	5	5	5	5	×
8 里親登録に対する 委託里親の割合（年 間に1回でも委託の あった里親数）	23.8% (25/105)	—	30.1% (31/103)		28.2% (31/110)	増加				×
9 都道府県児童福祉 審議会の開催件数	2	2	2		3	里親登録希望の件数に応 じた開催を検討				○

※ 委託可能里親数の割合…約 35%で推計。「里親活動参加意向調査」（R6：富山県里親支援機関実施）の結果を参考に設定

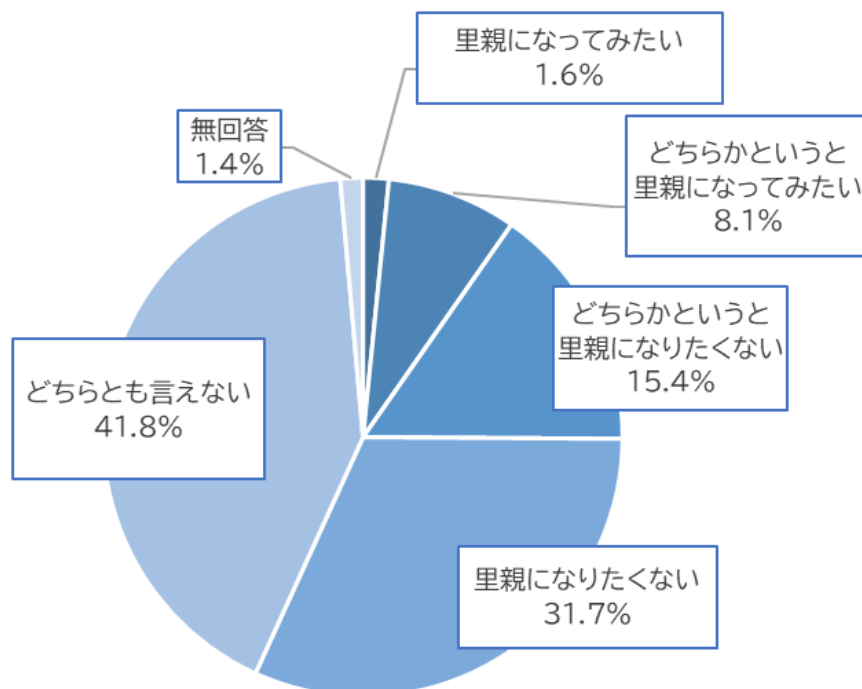
(2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築

○ 基本的な考え方

今後、里親等委託率の向上を図るには、受託先となる里親を増やす必要があります。

しかしながら、令和5年度の県政世論調査では、里親になってみたい、どちらかというとなってみたい、と答えた県民の割合は9.7%と、里親への関心は低い状況です。今後は、広く里親制度の普及・啓発活動を行うとともに、興味のある方を里親登録までつなげる丁寧なリクルート活動が必要です。

令和 5 年度県政世論調査より（県内在住 18 歳以上男女 1,990 人対象）



○ 今後の取組方針及び令和 7 年度 of 取組内容

今後の取組方針	令和 7 年度の取組内容	取組の有無 (有の場合○)
①里親登録者に対して研修等の参加を勧奨し、未委託の段階から養育スキルを学べる機会を確保します。	・里親支援機関において養育スキルの向上のためのスキルアップ研修等を実施し、里親登録者への参加を勧奨しました。	○
②県立乳児院において、未委託里親等に対して育児体験ができる機会を設ける等、里親のスキルアップのための支援を検討します。	・希望された未委託里親に対して育児のスキルアップのための養育トレーニング（里親 1 組参加）を行いました。 ・令和 8 年度からは、毎年度実施する里親への意向調査にて養育トレーニングの受講について意向確認を実施することとしています。	○
③里親登録者の確保のため、市町村における制度説明や広報活動での協力など、市町村と連携した里親リクルート活動の強化を検討します。	・里親支援機関において、市町村訪問を行うとともに、各市町村へ里親制度に関する情報提供を行いました。	○
④市町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホームを積極的に活用できるようにするため、引き続き、市町村に対して地域の里親等についての情報提供を行います。	・市町村からの依頼を受けて、事業を委託できる里親等の情報提供を里親の同意を得た上で行いました（令和 7 年度は 10 市町に提供）。	○

⑤こどもを受託した里親が、市町村や医療機関等での手続きを円滑に行えるようにするため、県においてカード型の里親登録証の発行を検討します。	・県において令和7年10月から、希望者に、カード型の里親登録証を発行しています。	○
⑥広く里親制度の認知や一層の理解を促進するため、里親支援機関と連携し、里親月間(10月)を中心に広報・啓発を行います。	・里親支援機関において、里親講演会やラジオ放送による広報活動を行いました。いずれも里親当事者が出演し、里親制度やその意義等を周知する機会となっています。	○

○ 整備目標及び評価指標

(評価指標達成○、未達成×)

		計画策定時 (R6)	評価指標(年度)						進捗の 評価
			R7	R7 末 (実績)	R8	R9	R10	R11	
1 里親支援センター(※)の設置数		0	設置を目指す	0	設置を目指す				×
2 民間フォostリング機関の設置数		1	1	1	1	1	1	1	○
3 基礎研修、登録前研修、更新研修等の必修研修以外の研修について	実施回数	8	8	12	8	10	10	12	○
	受講者数	110	130	158	130	165	165	200	○

※ 里親支援センター

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする児童福祉施設

【進捗の評価（整備目標及び評価指標の「○」の割合）】

・ 45%（10/22）

【主な取組み】

里親等委託の推進に向けた主な取り組みとしては、親族里親への委託実施、実親の制度理解促進のためのリーフレットの作成、ふれあいフォスター事業による里親の養育スキル向上、里親講演会の開催による広報などを実施しました。

【課題・取組みの方向性】

令和7年度（見込み）の里親委託率や委託里親等世帯数、里親登録数は目標値に届いていません。

達成・未達成の要因として、里親委託率や委託里親等世帯数の増加が十分でない理由としては、「実親の同意」、「こどもの状況」、「委託可能な里親世帯数」について課題があると考えられます。

- ・「実親の同意」については、実親にとっては、こどもを他の家族に育てられることへの抵抗感や不安感があるため、同意が得られにくいことがあげられます。
- ・「こどもの状況」については、被虐待経験のあるこども等については、代替養育先として児童養護施設等での生活の方が適している場合があることがあげられます。
- ・「委託可能な里親世帯」については、里親家庭の家族状況の変化（育児介護、仕事、受託中のこどもの状況）等の理由から、登録里親世帯数が増加しているにも関わらず、実際は受託困難な場合があります。

里親等委託の推進のため、継続的な制度の周知啓発、県立乳児院における養育トレーニングなど未委託里親が養育経験を積める機会の充実、登録里親の養育スキル向上のための研修の充実や委託一時保護の拡充、親族里親や専門里親への委託等などを進めていくことが必要です。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

○ 基本的な考え方

こどもを保護し養育する専門機関として重要な役割を担っている乳児院や児童養護施設等については、里親等への委託を推進していく中においても、ケアニーズが高いこどもへの専門的なケア等、施設での養育を必要とするこどものための質の高い養育を提供することが求められます。家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなど、様々な困難があり、施設養育が必要とされるこどもに対しては、小規模かつ地域分散化された施設である、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう計画的に進めていく必要があります。

また、施設に児童家庭支援センターを併設することや、子育て短期支援事業などの市町村の家庭支援事業を積極的に実施することなどにより、高機能化、多機能化・機能転換を図りつつ、その専門性を発揮できるよう支援する必要があります。

(1) 施設で養育が必要なこどもの数の見込み

○ 施設で養育が必要なこどもの数の見込み

		計画策定時	実績	見込み数（人）					
		R5 年度末	R6 末	R7	R7 末 (実績見込み)	R8	R9	R10	R11
代替養育を必要とするこどもの数 (①)	3歳未満	14	13	12	17	12	12	11	11
	3歳以上就学前	19	25	16	23	16	15	15	15
	学童期以降	84	84	81	92	79	77	76	74
	全体	117	122	109	132	107	104	102	100
里親等委託のこどもの数 (②)	3歳未満	2	2	3	1	5	6	7	9
	3歳以上就学前	9	14	8	12	9	9	11	12
	学童期以降	16	16	21	22	24	29	35	37
	全体	27	32	32	35	38	44	53	58
乳児院、児童養護施設で養育されるこどもの数 (①－②)	3歳未満	12	11	9	16	7	6	4	2
	3歳以上就学前	10	11	8	11	7	6	4	3
	学童期以降	68	68	60	70	55	48	41	37
	全体	90	90	77	97	69	60	49	42

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

○ 今後の取組方針及び令和7年度の取組内容

今後の取組方針	令和7年度の取組内容	取組の有無 (有の場合○)
①施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換に向けた取り組みの検討状況・課題等について、随時確認するなど個々の実情を把握し、適切な支援について検討します。	・施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換に向けた取り組みについては、随時、意向等の確認を行っています。また、必要に応じて、適切な支援について検討しています。	○
②ルンビニ園では、分園型小規模グループケア（※）の設置が予定されています（令和8年度予定）。	・ルンビニ園において、県内初となる分園型小規模グループケアが令和7年度中に整備され、令和8年4月に開設されました。	○
③富山県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地に、児童心理治療施設を整備し、虐待を受けたこども等、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じているこども等に対して心理治療や生活指導をきめ細かく行い、適切な心理ケアを行います（令和8年度末頃に完成予定）。	・児童心理治療施設を含めたこども安心センター（仮称）については、令和7年度に本体工事等に着手しました。また児童心理治療施設運営検討会及びワーキンググループを開催し、こどもへの支援内容等について協議を行いました。 ・令和9年4月の開設（予定）に向けて着実に準備を進めます。	○
④研修会の開催や外部研修の受講促進など、施設職員の専門性向上を支援します。	・富山児童相談所において、施設職員の専門性向上のため、社会的養護を担う関係機関研修会（年1回）や児童養護施設新任職員等研修（年1回）を実施しました。	○
⑤児童養護施設等職員の「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進します。	・県では、資格取得のための研修受講費用等について支援を行いました。 ・令和7年度は児童養護施設職員1名が資格取得しました。	○

※ 分園型小規模グループケア

児童養護施設等の本体施設とは別の場所に小規模なグループホーム（分園）を設け、6～8人程度の少人数で家庭的な環境のもと生活・養育を行うケア形態

○ 整備目標及び評価指標

(評価指標達成○、未達成×)

	計画 策定時 (R6)	評価指標 (年度)						進捗の 評価
		R7	R7 末 (実績)	R8	R9	R10	R11	
1 小規模かつ地域分散化した施設数	6	6	6	7	7	7	7	○
入所児童数	33	30	36	35	35	35	35	○
2 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数	2	2	2	2	2	2	2	○
養育機能強化のための専門職の加配職員数	7	7	7	7	7	7	7	○
3 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業）の実施施設数	0	実施について検討	0	県内の状況を踏まえて事業実施について検討				—
4 一時保護施設専用施設の整備施設数	0	調整を実施	0	県内の状況を踏まえて必要な調整を実施				—
5 児童家庭支援センターの設置施設数	0	1	1	1	1	1	1	○
6 里親支援センターの実施施設数	0	設置を目指す	0	設置を目指す				×
7 里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数	0	必要に応じて調整	0	県内の状況を踏まえ必要に応じて調整				—
8 妊産婦等生活援助事業の実施施設数	0	設置を目指す	0	設置を目指す				△ (検討中)

市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

		計画 策定時 (R6)	評価指標 (年度)					進捗の 評価
			R7 末 (実績)	R8	R9	R10	R11	
1 子育て短期支援事業	ショートステイ	3	3	3	3	3	3	○
	トワイライトステイ	2	2	2	2	2	2	○
2 養育支援訪問事業		0	0	必要に応じて事業実施を検討				
3 一時預かり事業		0	0	必要に応じて事業実施を検討				
4 子育て世帯訪問支援事業		0	0	必要に応じて事業実施を検討				
5 児童育成支援拠点事業		0	0	必要に応じて事業実施を検討				
6 親子関係形成支援事業		0	0	必要に応じて事業実施を検討				

※養育支援訪問支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、各市町村が地域の実情に応じて事業実施しているため、児童養護施設等への委託は実施していない。

【進捗の評価（整備目標及び評価指標の「○」の割合）】

・ 41%（7/17）

【主な取組み】

施設で養育が必要なこどもの数（里親等委託のこどもの数除く）は令和6年度末の90人から令和7年度末は97人となり増加しました。

主な取り組みとして、ルンビニ園では、令和7年度に児童家庭支援センターを開設し、分園型小規模グループケアの設置を目指し準備を進める（令和8年4月開設）など、取り組みを進めています。

【課題・取組みの方向性】

引き続き、各施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換に向けた取り組みの検討状況・課題等について確認し、必要に応じて支援を検討するとともに、研修の実施など職員の専門性向上を支援していく必要があります。

10 社会的養護自立支援の推進

○ 基本的な考え方

代替養育を経験したこどもの自立支援について、18 歳（措置延長の場合は 20 歳）に達し措置が解除された後も支援が必要な場合があることから、代替養育を離れた後も個々のニーズに応じた支援を提供することが必要です。

令和 4 年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等（社会的養護経験者や、被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等）の実情把握及びその自立のために必要な援助については、県が行う業務とされました。

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

○ 今後の取組方針及び令和 7 年度の実施内容

今後の取組方針	令和 7 年度の実施内容	取組の有無 (有の場合○)
①今後も「富山県社会的養護自立支援実態把握調査」を実施し、社会的養護経験者等の実情や支援ニーズ等を把握します。	・令和 7 年 11 月～12 月に「富山県社会的養護自立支援実態把握調査」を実施しました。	○

(2) 社会的養護経験者等の自立

○ 今後の取組方針及び令和 7 年度の実施内容

今後の取組方針	令和 7 年度の実施内容	取組の有無 (有の場合○)
①社会的養護経験者等の自立支援について、社会的養護経験者等の実情や支援ニーズ等の調査・把握に努めます。	・「富山県社会的養護自立支援実態把握調査」を実施しました。	○
②里親等委託や児童養護施設等の入所措置が解除となった社会的養護経験者に対して、居住費や生活費の貸付けなど、自立のための支援を行います。	・富山県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金の交付を行いました。	○
③児童自立生活援助事業(※1)については、県内の状況を踏まえて必要な調整を行い、社会的養護経験者等への支援の充実を図ります。	・県内 3 か所目となる児童自立生活援助事業（Ⅰ型）の令和 8 年 4 月の事業開始に向けて準備を進めました。 ・児童自立生活援助事業（Ⅲ型）については、2 組の里親宅で実施されました（うち 1 組は令和 8 年 3 月で対象となるこどもの自立により事業終了）。	○

④社会的養護経験者等が気軽に情報交換等を行える相互交流の場を、富山県こども総合サポートプラザにおいて定期的に設けることを検討します。	・こども総合サポートプラザにおいて、児童養護施設や民間団体と連携して、社会的養護経験者等の相互交流の場を9月、11月、1月の計3回実施しました（参加者延人数19人）。	○
⑤社会的養護自立支援拠点事業（※2）については、相互交流の場の設置に加え、支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員の配置が必要であり、人員確保等の課題があります。継続的に、社会的養護経験者や児童養護施設等のニーズを把握します。	・「富山県社会的養護自立支援実態把握調査」等においてニーズ把握を行いました。継続的にニーズ把握を実施することとしています。	○

※1 児童自立生活援助事業

児童の自立を図る観点から、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とするもの。

実施場所については次のいずれかに該当する場所とする。

I型：自立援助ホーム

II型：児童養護施設等

III型：里親の居宅・ファミリーホーム

※2 社会的養護自立支援拠点事業

措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（社会的養護経験者等）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とするもの。

○ 整備目標及び評価指標

(評価指標達成○、未達成×)

児童自立生活援助事業の実施箇所数

	計画策定時 (R6)	評価指標 (年度)					進捗の評価
		R7 末 (実績)	R8	R9	R10	R11	
1 I 型 自立援助ホーム (箇所数)	2	2	県内の状況を踏まえて必要な調整を実施				○
(利用人数)	7	5					○
2 II 型 児童養護施設等 (箇所数)	0	0	県内の状況を踏まえて必要な調整を実施				—
(利用人数)	0	0					—
3 III 型 里親・ファミリーホーム (箇所数)	1	1	県内の状況を踏まえて必要な調整を実施				○
(利用人数)	1	1					○

社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

	計画策定時 (R6)	評価指標					進捗の評価
		R7 末 (実績)	R8	R9	R10	R11	
1 社会的養護自立支援拠点事業の実施箇所数	0	0	継続的にニーズ把握する				○
2 社会的養護自立支援協議会 (※) の設置も含めた支援体制の整備状況	0	0	設置について検討				×

※ 社会的養護自立支援協議会

社会的養護経験者をはじめ、関係機関が構成員となって組織されるもの。「社会的養護経験者等実態把握調査」の調査内容の検討や、調査結果に基づく都道府県等における自立支援の体制の評価、支援ニーズに則した支援体制の構築について検討を行う。

【進捗の評価 (整備目標及び評価指標の「○」の割合)】

・ 63% (5/8)

【主な取組み】

児童自立生活援助事業所については、I 型 (自立援助ホーム) が令和 8 年 4 月に 1 か所開設され計 3 か所となっており、III 型 (里親の居宅・ファミリーホーム) についても、令和 7 年度中は 2 か所で事業実施されるなど、社会的養護経験者等への支援の充実を図っています。また、こども総合サポートプラザにおいて、相互交流の場を実施しました。

【課題・取組みの方向性】

こども総合サポートプラザにおける定期的な相互交流の場の実施のほか、社会的養護経験者の支援ニーズや社会的養護自立支援拠点事業のニーズについて継続的に把握する必要があります。

11 児童相談所の強化等

○ 基本的な考え方

児童相談所の業務については、①児童虐待相談対応件数が増加していること、②平成28年改正児童福祉法により里親支援や養子縁組支援が児童相談所の業務と位置付けられたこと、③他の自治体で起きた児童虐待事件の反省を踏まえ、緊急性の高い事案に係る転居の際の児童相談所間の対面引継ぎの徹底や要保護児童が7日間学校等を欠席した場合における情報共有ルールの設定など、業務運営の見直しが図られたこと、④令和元年改正児童福祉法により保護者への医学的又は心理学的知見に基づく指導実施の努力義務やDV対応との連携強化等が掲げられたこと、⑤令和4年改正児童福祉法による入所措置や一時保護時の際の児童の意見聴取等措置や一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入など、対応すべき業務が増加しています。

富山県では、平成28年の改正児童福祉法や平成30年12月に国が示した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）、令和元年の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」による改正児童福祉法等に基づき、児童相談所の人員体制や職員の専門性の強化を進めてきました。

また、令和4年5月に、児童相談所が備えるべき機能等を総合的に検討するため「児童相談所等機能強化基本計画検討委員会」を設置し、令和5年3月に「富山県児童相談所等機能強化基本計画」を策定しました。現在、この基本計画に基づき、富山・高岡両児童相談所の機能強化を推進しています。

(1) 中核市の児童相談所設置

- ・富山市に児童相談所は設置されておられません。

(2) 児童相談所における人材確保・育成、児童相談所設置等

○ 今後の取組方針及び令和7年度取組内容

今後の取組方針	令和7年度取組内容	取組の有無 (有の場合○)
①富山児童相談所については、富山駅前C i C 5階と県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地の二拠点体制として整備します。	・一つ目の拠点として、富山駅前C i C 5階に令和7年4月に開設した富山県こども総合サポートプラザ内に富山児童相談所こども相談センターを整備しました。 ・二つ目の拠点となる県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地のこども安心センター（仮称）内に整備する富山児童相談所については、令和9年4月の開設（予定）に向けて整備を進めています。	○

②富山駅前C i C 5階に富山児童相談所こども相談センター、県総合教育センター教育相談窓口、こども・若者総合相談センター、県警少年サポートセンター東部分室を集約した「富山県こども総合サポートプラザ」を整備し、幅広い相談にきめ細かく対応します。	・こども総合サポートプラザでは、いじめや不登校、非行、ニート、ひきこもりなど様々な悩みや課題を抱えるこどもや家庭からの相談に各専門相談機関が連携してワンストップで対応しています。	○
③県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地に、「こども安心センター（仮称）」を整備します。こども安心センター（仮称）においては、富山児童相談所、児童心理治療施設、児童心理治療施設の入所・通所児童の就学先としての学びの場を同一建物内に整備し、一人ひとりのこどもの状態に即した相談・支援を実施します。	・こども安心センター（仮称）は、令和9年4月の開設（予定）に向けて整備を進めています。	○
④児童虐待事案への迅速・的確な対応を図るため、児童相談所と県警察の情報連携が円滑に行われるよう、リアルタイムでの情報共有が可能となるシステムを構築します。	・児童虐待事案への迅速な対応を図るため、児童相談所と県警察でリアルタイムで情報連携が円滑に行われるようシステムを整備し、令和8年2月に運用を開始しました。	○
⑤研修体系に基づき、専門性の向上、人材育成に取り組みます。	・経験年数に応じた研修体系に基づき、こどもの虹情報研修センターや西日本こども研修センターあかし等で行われる外部研修を受講し、専門性の向上及び人材育成を図っています。	○
⑥こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得については、こども家庭分野のソーシャルワーク技術の習得により、児童虐待対応に対する専門性の向上が図られることから、積極的に推進します。	・令和7年度は児童福祉司1名がこども家庭ソーシャルワーカーの資格を取得しました（評価指標の目標の4名は未達）。	×
⑦国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえた一時保護施設の機能を充実・強化するため、人員体制の整備を進めます。	・国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえ両児童相談所において人員体制の整備を進めています。	○

⑧富山・高岡両児童相談所の第三者評価の受審について検討します。	・現在は両児童相談所の第三者評価は未受審です。	×
⑨令和4年の児童福祉法改正により、令和7年6月から一時保護時の司法審査が導入されることや、富山県こども総合サポートプラザの開設等に伴い、富山・高岡両児相の法的対応体制を強化します。	・令和7年度から、富山・高岡両児相では、職員と弁護士との定例法律相談の回数の増加や受理・援助指針会議への参加、こども総合サポートプラザへの配置等により、法的対応体制を強化しました。	○

○ 整備目標及び評価指標

(評価指標達成○、未達成×)

		計画策定時 (R6)	評価指標 (年度)					進捗の 評価
			R7 末 (実績)	R8	R9	R10	R11	
1 第三者評価を実施している児童相談所	児童相談所数	0	0	計画期間内の実施に向けて検討				×
	割合	0%	0%					×
2 児童福祉司数		40	44	国の定める設置基準を満たす				○
うち市町村支援児童福祉司		1	1					○
うち指導教育担当（スーパーバイザー）児童福祉司		7	7					○
3 児童心理司数		19	22					○
4 医師の配置数（非常勤）		3	3					○
5 保健師の配置数		2	2					○
6 弁護士の配置数（非常勤）		0	0	法的対応体制の強化を検討				○
7 児童相談所職員における研修の受講者数	児童福祉司任用後研修	12	16	12	12	12	12	○
	こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修	1	1	4	4	4	4	×
8 児童相談所専門職採用者数（割合）		64	71	現状の水準を維持				○
		45.3%	44.9%					○

【進捗の評価（整備目標及び評価指標の「○」の割合）】

・ 77% (10/13)

【主な取組み】

富山児童相談所の二拠点化の一つ目の拠点として、令和7年4月に富山県こども総合サポートプラザ内に富山児童相談所こども相談センターを開設しました、また、児童虐待事案への迅速・的確な対応を図るための児童相談所と県警察のリアルタイムでの情報共有が可能となるシステム構築や、一時保護時の司法審査等に対応するための弁護士の法的対応体制強化など、児童相談所の機能強化を図りました。

【課題・取組みの方向性】

今後は、令和9年4月の開設（予定）に向けて富山児童相談所の二つ目の拠点となるこども安心センター（仮称）を着実に整備するとともに、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を促進する等、専門性の向上及び人材育成に引き続き取り組む必要があります。

12 障害児入所施設における支援

○ 基本的な考え方

障害児の養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で養育が行われる必要があります。このため「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する必要があります。

○ 現状

- ・ 県内の福祉型障害児入所施設は、県立黒部学園と県立砺波学園の2か所となっています。
- ・ 両学園ともに施設内で一括調理を行っていることや施設設備の状況などから、国が示すユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設とはなっていません。
- ・ しかし、入所しているこどもへの支援をする職員をできる限り固定する等支援の一貫性を図り、こどもにとってできるだけ安定した生活環境となるよう配慮するとともに、こどものニーズを踏まえた個別活動や小グループによる活動に積極的に取り組むなど、「できる限り良好な家庭的環境」を目指し支援を行っています。